

福岡県自治振興組合負担金条例

昭和62年10月9日
条例第1号

(趣 旨)

第1条 この条例は、福岡県自治振興組合同規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、福岡県自治振興組合（以下「組合」という。）を組織する市町村の負担金の分賦に関し、必要な事項を定めるものとする。

(負 担 金)

第2条 規約第15条第3号に規定する関係市町村の負担金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 研修負担金
- (2) 市町村職員統一採用試験負担金
(負担金の額等)

第3条 前条各号に掲げる負担金を負担すべき団体及び負担金の額は、別表に定めるところによる。

(納入通知等)

第4条 組合の管理者（以下「管理者」という。）は、研修負担金にあつては当該研修終了後、市町村職員統一採用試験負担金にあつては当該採用試験終了後、速やかに市町村別に当該負担金の額を決定し、関係市町村長に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた市町村は、当該通知に指定した納期限までに当該通知に係る負担金を納入しなければならない。
- 3 前項の場合において、管理者は当該納期限までに納付できないことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、分割納付をさせることができる。

(負担金の減免)

第5条 管理者は、前2条の規定にかかわらず、財政事情その他特段の事由により負担金を納入することが著しく困難と認めるときは、負担金の額を減免することができる。

(負担金の端数計算)

第6条 前3条の規定により負担金の額を算定する場合において、その額に百円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げる。

(委 任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月26日 条例第2号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月27日 条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月20日 条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月20日 条例第3号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月24日 条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

ア 研修負担金

負担すべき団体	負担金の額 (円)	
研修生の所属する団体	研修費（研修生1人・1日当たり）	2,600
	宿泊費（研修生1人・1泊当たり）	1,300

イ 市町村職員統一採用試験負担金

負担すべき団体	負担金の額 (円)
（公財）日本人事試験研究センターによる 市町村職員採用試験実施団体	実 費